

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第3回錦江警察署協議会
会 議 日 時	令和8年2月17日（火） 午後3時～午後5時
会 議 場 所	錦江警察署2階会議室
出 席 者	1 協議会側 会長以下6人 2 警察署側 署長以下8人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 開会</p> <p>(1) 開会のことば</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 署長挨拶</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 署長概況説明</p> <p>(2) 諮問と答申</p> <p>(3) 警察行政に対する意見・要望等について</p> <p>3 その他</p> <p>【諮問と答申】</p> <p>1 車両単独事故の抑止対策や運転者の方に緊張感を持った運転を心掛けてもらうための方策について</p> <p>(1) 私も後退するときに、首を回して確認すべきところをミラーだけで済ませてしまうことがある。ちょっとした不注意で事故が起こってしまうので、時間にゆとりを持つ、同乗者がいる時は降りて安全確認をしてもらうなどしたらよいのではないか。</p> <p>(2) 自分の集落では今のところ事故はないので安心している。工事用のダンプカーは何十台と走っているが、工事関係者が地元車両を優先として、スピードもあまり出さないし、すぐに左に寄って道を譲ってくれているので安心している。</p> <p>(3) 運転手の体調不良による事故もあると思うので、体調が悪い時には運転をしないように広報したらどうか。</p> <p>(4) 時間にゆとりをもって出発するように広報してはどうか。</p> <p>(5) 著しく低速の車両、直進しているのにウinkerをずっと出っぱなしの車両、ウinkerを点けずに右左折する車両をよく目撃する。他のドライバーにはそのような車両もいることを周知して防衛運転に努めるように広報してはどうか。</p> <p>(6) 一人一人の交通ルールを守るという意識付けが大切ではないか。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>(委員)</p> <p>工事中の片側交互通行用信号機について、待ちきれずに無視して発進車両同士が事故をした場合、どちらがどのぐらい悪いのか。</p> <p>【回答】</p> <p>一般の交差点に設置されている信号機と違い、信号無視という交通違反には該当しませんので、お互いのマナーの問題となる。</p> <p>この場合、発生した事故の過失の割合などについてであるが、事故はその時々で状況が変わってくるので、どちらが悪いということは言えない。</p> <p>お互いにルールを守って、ゆっくりとした速度で走る必要がある。</p> <p>(委員)</p> <p>佐多地区の集落の中には一軒一軒の住宅が離れた場所に建っていて、不安なことがあると民生委員に連絡がくることがある。</p> <p>佐多地区の中でも、中心部より離れた場所に点在している集落のパトロールをお願いしたいと駐在所には要望している。</p> <p>(委員)</p> <p>佐多地区に入る国道の洞門が工事中で片側交互通行になっているが、カーブを曲がってすぐのところに信号機が設置されており、非常に危ないと思うので、警察から業者に設置場所を検討するように申入れはできないか。</p> <p>【回答】</p> <p>申入れのあった工事用の信号機設置場所について現場確認を実施した上で、道路管理者や工事関係者と設置場所について協議するなどして、対応していく。</p> <p>(委員)</p> <p>これから初心者マークを付けて走る車が増えてくるが、ゆっくり走る車両を待てずに追越しをかけてくる車両もいるので、事故防止のためには、追い抜くときや道を譲るときのことについて広報したらどうか。</p> <p>【回答】</p> <p>これから、運転免許を取得したばかりの人が運転する車両が増えてくる時期となる</p>	

が、各講習や警察活動を通じて、交通事故防止の広報を実施していく。  
(委員)  
集落でたまに大きなアタッシュケースを引いたおばあちゃんを見かけるが、心配に思うことがある。  
一人で住んでいるおばあちゃんが何人かいて心配な部分もあるので、一軒一軒訪問していろいろ話を聞いてあげてもらえないか。

【回答】  
高齢者宅の訪問についてであるが、警察では交番や駐在所において巡回連絡という形で各世帯を訪問し、事件事故の情報を提供する活動を実施中である。  
アタッシュケースを引いたおばあちゃんがいたという件であるが、もしそのような心配に思う方を発見した場合は、110番通報若しくは警察署への通報をお願いする。

(委員)  
春先は、県外からの観光客が多くなるので、国道の通過車両による違反などが増えると思う。また取締りを実施してほしい。

【回答】  
これまでも観光客が運転する車両などによる交通違反の情報を頂いており、取締りを実施している。  
本日も朝から国道での取締りを実施したところである。  
今後とも通行車両の多い時間帯などの取締りを実施していく予定である。

(委員)  
うそ電話詐欺について、今までは都会だけのことだと思っていたが、錦江町内でも発生していると聞き、身近に迫ってきていると感じている。  
年寄りにはチラシをもらっても興味がないところは読まない人が多いので、会合などの場で警察官から直接広報をしてもらった方が効果的だと思う。

【回答】  
当署管内でも4件のうそ電話詐欺が発生し、被害額は3000万円以上となっている。  
携帯電話での犯行は地域を問わないため、都会も田舎も変わらない状況である。  
うそ電話詐欺の広報活動については、前回の協議会で答申をいただいて以降、高齢者サロンでの防犯講話、防災無線、南隅防犯メールなどで広報を実施している。  
今後ともあらゆる広報媒体、広報の仕方も検討しながら防犯に努めていきたい。

(委員)  
うそ電話詐欺の件で、固定電話に電話がかかってきた時に、「録音します。」というアナウンスが流れるようなものを使ったら、相手がすぐに電話を切ったということがあったと聞く。電話の契約のものかは分からないが、そのようなものを使ったら効果があるのではないか。

【回答】  
数に限りはあるが、うそ電話詐欺撃退装置の貸出しをしているので、必要な方は相談していただきたい。

#### 4 その他

- (1) 令和8年度上半期速度取締り指針について
- (2) 各課からの連絡事項
  - ・警察職員の募集について
  - ・自転車の交通反則制度の導入について
  - ・飲酒ゴーグルの体験について
  - ・警察官を騙る詐欺、南隅防犯安心メールなどについて
  - ・地下鉄サリン事件に係る風化防止について
- (3) 令和8年度第1回警察署協議会開催日程について

#### 5 閉会

備考